

## 【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2026年3月31日                       |
| 【会社名】      | 株式会社山田再生系債権回収総合事務所               |
| 【英訳名】      | YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山田 晃久                    |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル18階  |
| 【電話番号】     | 045(325)3933                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役管理本部長 田中 光行                   |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜S Tビル18階  |
| 【電話番号】     | 045(325)3933                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役管理本部長 田中 光行                   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

2026年3月30日開催の当社第45回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金10円00銭

第2号議案 取締役5名選任の件  
山田晃久、田中光行、新川洋司、権田修一及び小池和正を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件  
小松誠志を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
谷北知巳を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額決定の件  
取締役5名の本年度の各報酬額の上限（総額は年額210百万円以内）を決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 35,313 | 109   | -     | (注)1 | 可決 99.36       |
| 第2号議案 |        |       |       |      |                |
| 山田 晃久 | 35,144 | 279   | -     | (注)2 | 可決 98.88       |
| 田中 光行 | 35,165 | 258   | -     | (注)2 | 可決 98.94       |
| 新川 洋司 | 35,165 | 258   | -     | (注)2 | 可決 98.94       |
| 権田 修一 | 35,160 | 263   | -     | (注)2 | 可決 98.93       |
| 小池 和正 | 35,278 | 145   | -     | (注)2 | 可決 99.26       |
| 第3号議案 |        |       |       |      |                |
| 小松 誠志 | 35,285 | 138   | -     | (注)2 | 可決 99.28       |
| 第4号議案 |        |       |       |      |                |
| 谷北 知巳 | 35,290 | 133   | -     | (注)2 | 可決 99.29       |
| 第5号議案 | 35,191 | 232   | -     | (注)1 | 可決 99.01       |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上